

滋賀県で株式上場を目指す社長塾規約

(目的)

第1条 本塾は、滋賀県内における株式上場に向けた機運の醸成と株式上場に係る関係機関とのネットワーク形成を進め中小企業が株式上場を果たすことにより、持続的な発展を確かなものとするとともに企業の魅力を向上させ雇用拡大・地域経済の好循環を創出することを目的とする。

(名称)

第2条 本塾の名称は、滋賀県で株式上場を目指す社長塾（以下「社長塾」という。）とする。

(構成)

第3条 社長塾は、塾長と塾生で構成する。

(事務局)

第4条 社長塾の事務局は、公益財団法人滋賀県産業支援プラザに置く。

(塾長)

第5条 社長塾は塾長を置く。

- 2 塾長は事務局が選任する。
- 3 塾長は社長塾を代表し、会務を統括する。
- 4 塾長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(塾生)

第6条 塾生は、以下の条件すべてを満たす法人または個人とする。

- (1) 滋賀県で株式上場を目指す経営者
- (2) 入塾申請後、塾長がこれを承諾した法人または個人
- (3) 社長塾の他の塾生と積極的に交流をはかろうとするもの
- (4) 本規約の全てに同意・承認の上、規約を遵守するもの

(規約)

第7条 社長塾の運営のため、事務局が社長塾規約（以下「規約」という。）を定める。

- 2 事務局は、塾長の承認を得たうえで、塾生の事前の承諾を得ることなく、規約を追加・変更・廃止ができ、塾生はこれを承諾するものとする。

(事業内容)

第8条 社長塾は、以下の事業を行う。

- (1) 株式上場の機運の醸成に関するセミナー
- (2) 株式上場に関する専門家相談
- (3) 塾生向けのセミナーや勉強会
- (4) 塾生同士や関係機関の情報交換・交流会

(入塾方法)

第9条 社長塾に入塾しようとするものは、申請書(様式第1号)ならびに承諾書(様式第2号)に必要事項を記入し事務局に提出する。審査の上、塾長の承認を得るものとする。

2 前項の規定に関わらず、滋賀県暴力団排除条例(平成23年3月 滋賀県条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条例第3号に規定する暴力団等である者は入塾対象者とせず、別紙誓約書(様式第3号)にてその旨署名するものとする。

3 塾長の承認を得た者へは、塾長名で「入塾承認書」(様式第4号)により通知する。

(塾生期間)

第10条 塾生期間として1期は、4月1日～翌年3月31日までとし、途中での入塾も可能とする。

2 継続を希望する場合、最長3期まで入塾することができる。

(会費)

第11条 社長塾の会費は無料とする。

(遵守事項)

第12条 塾生は社長塾で知り得た他塾生等の機密事項等については他に漏らしてはならない。

2 塾生は、他の塾生を差別もしくは誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を落とす行為をしてはならない。

3 塾生は、塾生本人の意思と責任において他の塾生との交流を行うものとする。

(退塾)

第13条 塾生が退塾を希望する場合は、「退塾届出書」(様式第5号)を事務局に提出する。

(強制退塾)

第14条 塾生が以下の事由のいずれかに該当した場合、塾生を強制退塾させることができる。

(1) 塾生が個人の場合、個人が死亡した場合

(2) 塾生が法人の場合、法人が廃業した場合

(3) 第6条の塾生資格に該当しなくなった場合

(4) 塾生に対し、郵便、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合

(5) 入塾申請書中の記載事項に虚偽の記載がある場合

(6) 本規約に対する違反等の行為がある場合

(塾生の承諾事項)

第15条 申請内容に変更があった場合は、すみやかに報告しなければならない。

2 飲食費等の懇親会費用は各塾生が負担する。

付則 この規約は、令和6年(2024年)6月1日から施行する。